

草の根・人間の安全保障無償資金協力



草の根・人間の安全保障無償資金協力

序 文

現在、世界は、貧困や飢餓、感染症、環境・気候変動問題、世界経済・金融危機など、複雑で多様な課題に直面し、多くの人々が生命の危機や厳しい生活状況にさらされています。

こうした中で、誰もが人間らしく生きられる平和で豊かな社会の実現に向け、国際社会全体が協力する必要性が増大しています。そのためには、開発途上国の政府や国際機関を通じた援助だけでなく、より地域に密着し、草の根レベルで活動する様々な団体との協力が必要です(※)。

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国で活動するNGOや地方公共団体等が、開発上の様々なニーズに、比較的小規模でも迅速で、きめ細かに対応するために創設されたものです。

このパンフレットでは、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、草の根無償)の申請手続きや要件を概説しています。

※一般にODAの資金協力は政府間のとりきめに基づいて実施されていますが、草の根・人間の安全保障無償資金協力は、我が国の在外公館と被供与団体の契約に基づく資金協力となります。



対象団体

開発途上国で活動するNGO（国際NGO、現地NGOともに対象となりますが、日本NGO連携無償資金協力の対象団体は原則除きます）、地方公共団体、小・中学校等の教育機関、病院等の医療機関をはじめ、実施対象国・地域（※）において草の根レベルの開発プロジェクトを実施する非営利団体を対象としています。紛争、災害対策等を除き、基本的に政府関係機関や国際機関は対象となりません。

また、個人や営利団体は対象外となっています。

（※草の根無償の実施対象国はDAC（OECDの開発援助委員会）が定めるODA対象国・地域の中から選定されています。）

対象プロジェクトの分野

1) 草の根レベルに対する裨益効果が高い事業や、人道上機動的な支援が必要な事業などを中心に、基礎生活（BHN）環境を改善する分野が主な対象となります。例えば、小・中学校の建設、病院の基礎的医療機材の整備、井戸の掘削、貧困緩和や職業訓練等の各種セミナーの実施などが代表的なプロジェクトです。

この他にも、地域の様々なニーズに柔軟に対応していますので、詳細は各実施対象国の大使館、総領事館にお問い合わせ下さい。

2) 以下の分野は支援の対象外となっています。

- ・高等学術機関における研究支援、実施団体自体のキャパシティ・ビルディング等、草の根レベルに対する裨益効果が明確ではないプロジェクト。
- ・特定の個人や、団体の商業活動や雇用創出に限定され、草の根レベルへの直接の裨益効果が明確でない事業。
- ・文化・芸術・スポーツ等、経済社会開発と関連性が薄いプロジェクト。
- ・政治目的や宗教の布教目的が含まれていたり、軍事的利用が認められる案件。

この他、草の根無償の対象分野であっても、原則として消耗品や小型備品、施設・設備の運営・維持費等は支援の対象外となります。

供与限度額

プロジェクト1件あたりの供与額は、一般に1,000万円が上限です。ただし、施設の建設などの、プロジェクトの維持・管理のためのいわゆるソフト・コンポーネントが必要な場合はこの限りではありません。また、例えば、感染症、環境問題といった国境を超える問題、地域紛争による難民や国内避難民の発生等の問題を克服するため、人々を脅威から保護し、個人やコミュニティの能力育成を目的とする事業など、人間の安全保障に大きく貢献するものについては、例外的に1億円を上限としています。

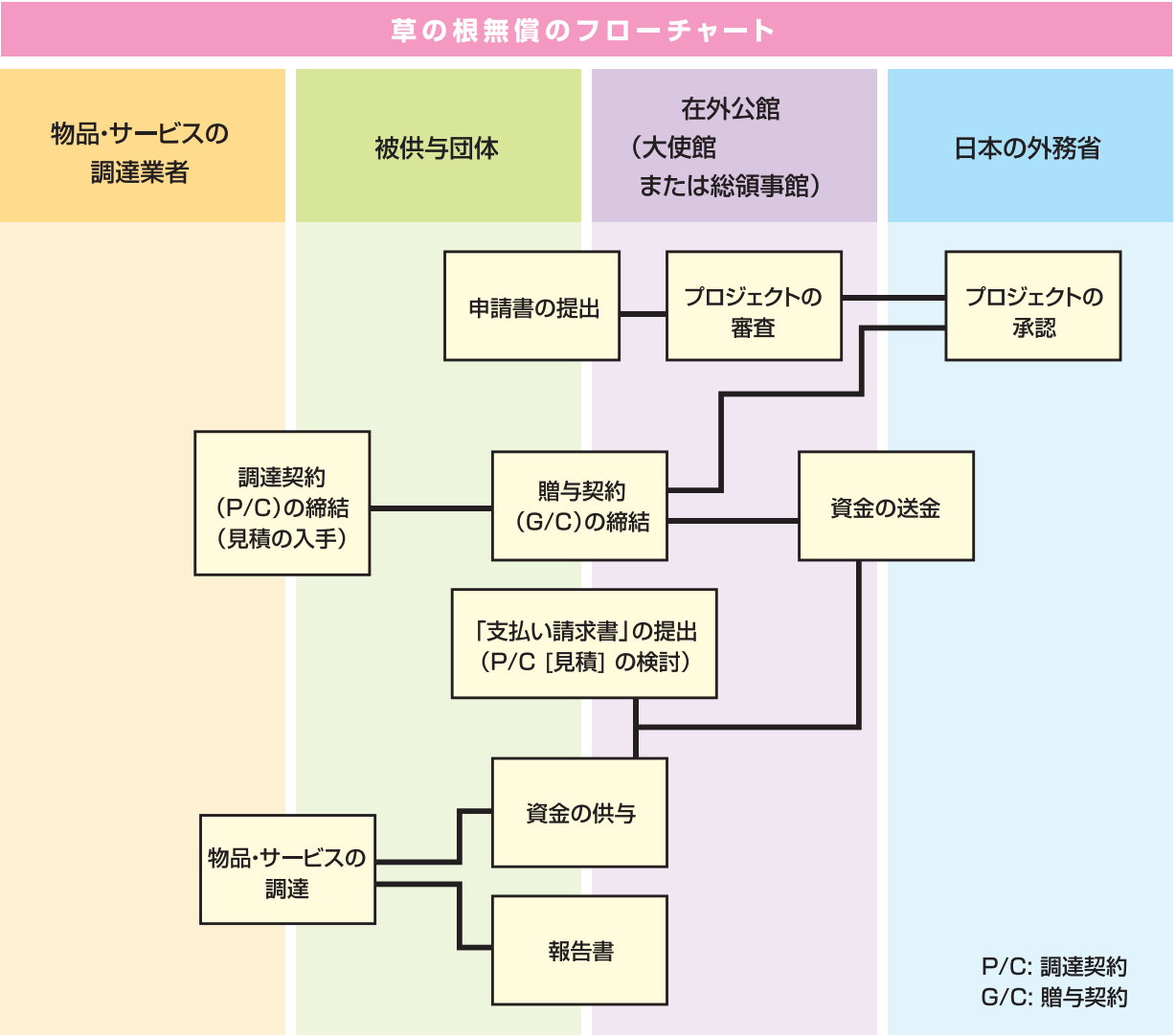
申請方法

上記の条件を満たし、開発プロジェクト実施のために草の根無償の資金供与を希望する団体は、自国内の日本大使館または領事館に申請書を提出してください。申請書には、プロジェクトの予算計画、実施地を示す地図、事前調査結果、供与資金で購入する物品・サービスの3者見積もり、申請団体の紹介資料（例：パンフレット）や規則書、および申請団体の年間予算書を添付しなければなりません。

申請書およびその他の必要書類は、自国内の日本大使館または領事館に届けるか、郵送してください。追加情報が必要になる場合もあるため、申請団体の連絡先を必ず明記してください。

申請書の提出に際しては、以下の点に注意してください。

- 1) 対象プロジェクトの選定に際して、日本政府は、プロジェクトの事業効果と共に、持続可能性を優先します。まず第一に、申請団体が開発プロジェクトを持続可能なものとして適切に管理できることを、日本大使館または領事館に対して証明しなければなりません。申請団体の活動実績の詳細な説明はその参考になります。
- 2) 上述のように、この協力では、給与などの経常経費を供与することはできません。したがって、プロジェクトに伴って生じる経常経費は、申請団体が独自にまかなわなければなりません。申請団体のプロジェクト維持能力を大使館に対して証明するためには、運営費をまかなえるだけの資金があることを示さなければなりません。
- 3) 金額に見合う価値のあることが確認できるよう、各予算項目ごとに見積もり額を提出しなければなりません。可能な限り、3業者の見積もりを提出してください。状況によっては（例えば、緊急時や業者の数が限られているなどの場合）、大使館は3者見積もりの要件を適用しないこともあります。





承認手続き

日本政府による詳細な審査と評価を経たうえで、適切なプロジェクトに対して資金が供与されます。

日本大使館または領事館は、申請団体から申請書と添付書類を受理した後、原則として以下の措置を行います。

1. プロジェクトの審査

申請書が受理されると、そのプロジェクトは大使館または領事館によって審査されます。特にプロジェクトの目的、社会経済的影響およびコストが重視されます。これに基づき、候補プロジェクトが選定されます。

2. 現場視察

担当者が候補プロジェクトの現場を視察します。その後、大使館または領事館の検討、また東京の外務本省の承認により決定されます。

3. 贈与契約

日本大使館または領事館と被供与団体が贈与契約に署名します。贈与契約には、プロジェクトの事業名と目的、被供与団体の名称、各当事者の権利と義務、プロジェクト実施のために供与される上限額、中間報告書と事業完了報告書の提出日、およびプロジェクトの完了日が明記されます。

4. 資金の供与

申請団体が実際に資金を受け取るためには、関連文書を添えて支払い請求書を提出しなければなりません。

5. プロジェクトの実施

供与された資金は、承認されたプロジェクトの申請書に明記された物品やサービスの購入のためにのみ適切に使用しなければなりません。資金が供与されると、合意された予定表にしたがって適時に（原則として1年以内）プロジェクトの実施を進めることが求められます。

6. 当初計画の変更

何らかの理由でプロジェクト案を修正する必要がある場合、被供与団体は大使館または領事館と協議し、事前の承認を得なければなりません（協議および承認は書面によって行う必要があります）。

7. 報告書

実施期間中の中間報告書およびプロジェクト終了時の事業完了報告書が必要となります（状況により、被供与団体は追加的な中間報告書の提出を求められる場合もあります）。

8. 監査

300万円を超えるプロジェクトについてはすべて外部監査が必要となります。

その他の要件

- 1 受け取った資金はプロジェクト実施のためにのみ使用しなければなりません。プロジェクト実施以外の目的に資金が使用された場合、日本大使館または領事館は、資金の返還を請求する権利を留保します。
- 2 被供与団体は、供与された資金の監査を円滑に行えるようにするため、プロジェクトの実施の会計を独立して維持することが望まれます。

草の根・人間の安全保障無償資金協力



詳しくは日本大使館または領事館にお問い合わせください。
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>)